| | | |
|---|---|---|
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 施設費補助金収入 | | 29,400,126 |
| 有形・無形固定資産の取得による支出 | | △ 186,229,647 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △ 156,829,521 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| リース債務の返済による支出 | | △ 37,738,776 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △ 37,738,776 |
| Ⅳ　資金増加額 | | 295,620,733 |
| Ⅴ　資金期首残高 | | 1,335,585,435 |
| Ⅵ　資金期末残高 | | 1,631,206,168 |

**行政サービス実施コスト計算書**

（平成20年４月１日～平成21年３月31日）

（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　業務費用 | | | 2,847,165,639 |
| 損益計算書上の費用 | | | |
| 博物館業務費 | 2,723,785,253 | | |
| 一般管理費 | 659,509,025 | | |
| 受託研究費 | 89,859,526 | | |
| 臨時損失（固定資産除却損） | 1,270,154 | 3,474,423,958 | |
| （控除） | | | |
| 入場料収入 | △ 396,252,042 | | |
| 手数料収入 | △ 1,160,615 | | |
| 財産賃貸収入 | △ 32,718,337 | | |
| 受託収入 | △ 89,509,457 | | |
| 教育普及事業収入 | △ 4,731,960 | | |
| 資料同定等収入 | △ 2,279,550 | | |
| 寄附金収益 | △ 32,475,498 | | |
| 資産見返寄附金戻入 | △ 13,446,173 | | |
| 財務収益 | △ 1,493 | | |
| その他収入 | △ 54,683,194 | △ 627,258,319 | |
| Ⅱ　損益外減価償却等相当額 | | | |
| 損益外減価償却相当額 | 1,865,033,829 | | |
| 損益外固定資産除却相当額 | 3,709,966 | | 1,868,743,795 |
| Ⅲ　損益外減損損失等相当額 | | | |
| 損益外減損損失相当額 | 0 | | 0 |
| Ⅳ　引当外賞与見積額 | | | △ 11,438,649 |
| Ⅴ　引当外退職給付増加見積額 | | | 70,421,280 |
| Ⅵ　機会費用 | | | |
| 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 | 183,337,536 | | |
| 政府出資等の機会費用 | 1,024,284,877 | | 1,207,622,413 |
| Ⅶ　行政サービス実施コスト | | | 5,982,514,478 |

注記（重要な会計方針等）

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するものについては、業務達成基準（当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

また、人件費（退職手当除く）および上記に掲げる業務以外の業務経費については、期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

その他、臨時に発生する計画外の発生費用については、費用進行基準（発生費用の額を限度として運営費交付金債務を収益化する方法）を採用している。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、従来すべての業務について費用進行基準を適用していたところであるが、事業計画と予算との関係がある程度整備されたことを受け、業務達成基準、期間進行基準および費用進行基準の併用に変更した。なお、この変更による損益計算書等への影響は軽微である。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| 建物 | 10年～50年 |
| 構築物 | ３年～42年 |
| 工具器具備品 | ２年～７年 |

また、リース資産については、リース期間で償却している。

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

（ソフトウェア）

法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。